

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

④ 中退共制度

Q : 従業員の退職金に備える制度で、中退共制度というものがあるそうですが、どのようなものなのですか?

A : 次のような内容のものです。

【解説】

中退共制度とは、正式には中小企業退職金共済制度といい、中小企業対策の一環として創設された制度です。事業者が中退共と退職金共済契約を結び、掛金を払い込むと、従業員が退職したときに中退共からその従業員に支払われるという内容になっています。

① 加入条件

加入できる企業は、中小企業基本法に定められた中小企業とされており、従業員の全員が加入することを原則としています。ただし、一定の年齢以下の者や一定年数以下の在職者などを除外するということが可能です。

② 掛金

掛金は、5,000円から3万円までとなっており、増額はいつでもできますが、減額は従業員の同意が必要です。また、国や地方自治体からの一定の助成措置も講じられています。掛金は、全額損金算入できます。

③ 退職金

退職金は、月額掛金と納付月数に応じて定められています。ただし、納付月数が1年未満の場合は支給がなく、また、1年以上2年未満の場合は掛金を下回る額となりますので注意してください。

